社会保険等未加入対策に係る手続きフロー
（一次下請業者）

参考

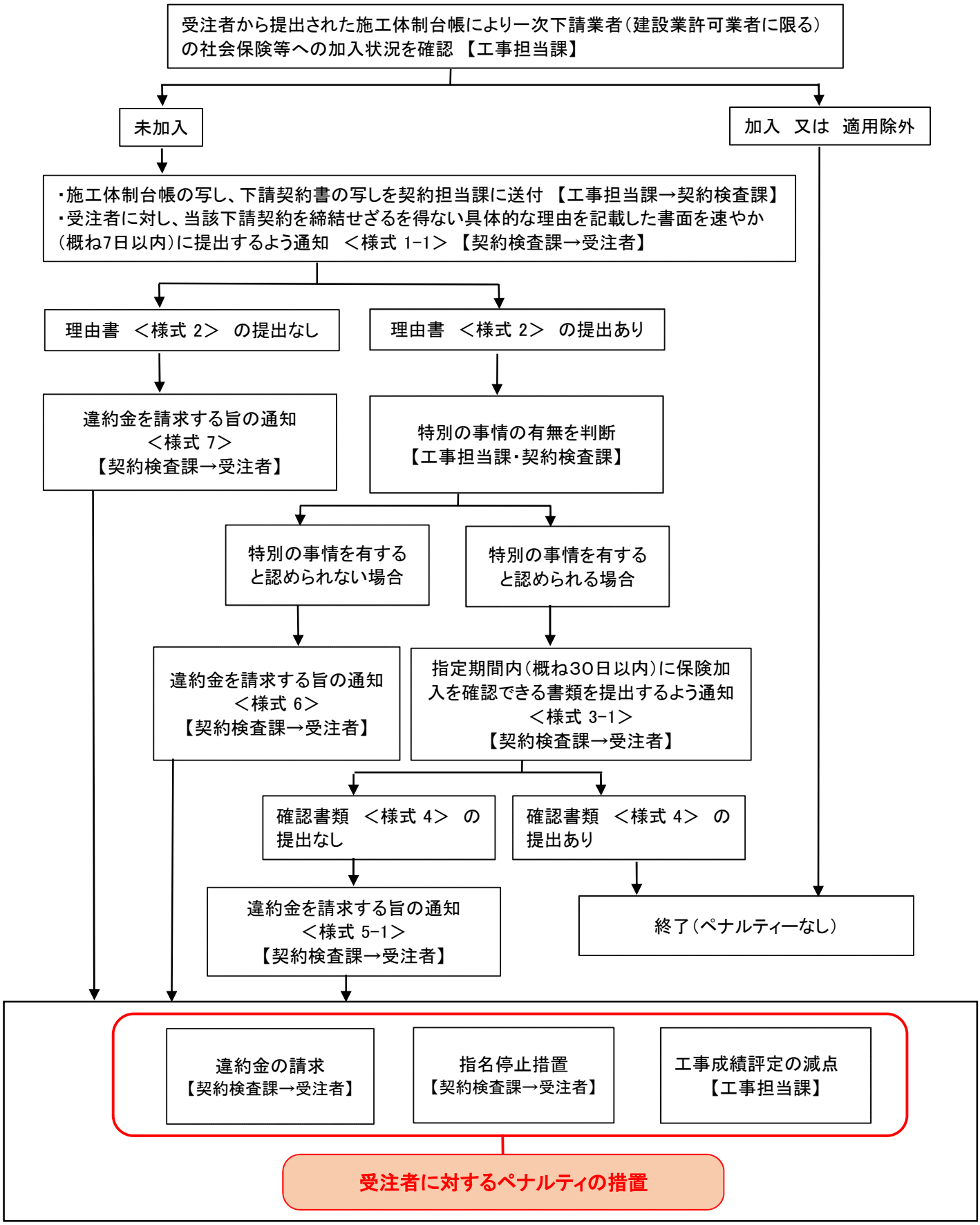

社会保険等未加入対策に係る手続きフロー
（二次下請業者以下）

参考

受注者から提出された施工体制台帳により二次下請業者以下（建設業許可業者に限る）の社会保険等への加入状況を確認 【工事担当課】

未加入

加入　又は　適用除外

・施工体制台帳の写し、下請契約書の写しを契約担当課に送付 【工事担当課→契約検査課】
・受注者に対し、未加入業者に社会保険等に加入するよう指導することを求めるよう通知。併せて、確認書類又は当該下請契約を締結せざるを得ない具体的な理由を記載した書面（提出期限の延長を求めるときは、適切に加入指導を行っていることを示す書面（「理由書」））を30日以内に提出するよう通知　＜様式 1-2＞ 【契約検査課→受注者】

適切に加入指導を行っているなど、
相当の理由がある場合

確認書類又は特別事情申請書の提出期限を延長※
【契約検査課→受注者】

※2次下請負人は60日
3次以下の下請負人は90日

相当の理由があると認めた（認めなかった）旨を通知＜様式 7＞
【契約検査課→受注者】

確認書類＜様式 6＞の提出なし

かつ

特別の事情を有すると認められない場合（提出期間内に理由書が提出されなかった場合を含む。）

違約金を請求する旨を通知
【契約検査課→受注者】
・特別の事情を有すると認められない場合＜様式 5-2＞
・理由書の提出がない場合＜様式 5-3＞

確認書類　＜様式 4＞の提出あり
【受注者→契約検査課】

特別の事情の有無を判断
【工事担当課・契約検査課】

特別の事情を有すると認められる場合
＜様式 3-3＞

終了（ペナルティーなし）

違約金の請求
【契約検査課→受注者】

指名停止措置
【契約検査課→受注者】

工事成績評定の減点
【工事担当課】

受注者に対するペナルティの措置